

(独立行政法人農林漁業信用基金による債務の保証)

第十七条 独立行政法人農林漁業信用基金は、独立行政法人農林漁業信用基金に出资している次に掲げる者(その者が第二号に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐる第一号に掲げる者を含む)が、この法律の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができる。

一 木材卸売業又は木材市場業を営む者で政令で定めるもの
二 前号に掲げる者が直接又は間接の構成員となるつてゐる中小企業等協同組合
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月一日法律第三六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年六月一三日法律第七八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成八年五月一四日法律第四五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年五月一四日法律第四六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一四年一二月四日法律第一二八号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第五条から第十二条まで及び第十四条から第十九条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五号) 抄

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五二号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五二号) 抄

第一条 この法律の施行前に貸し付けられた第一条の規定による改正前の林業改善資金助成法第二条第一項の林業生産高度化資金、同条第二項の新林業部門導入資金、同条第三項の林業労働福祉施設資金及び同条第四項の青年林業者等養成確保資金については、なお從前の例による。

第三条 前条及び附則第六条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。